

# 令和3年度 徳島県薬事審議会

## 「認定薬局」の認定状況について

令和4年3月25日

### 特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの  
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの  
「高度薬学管理機能」に対応

#### 地域連携薬局



#### 【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

#### 専門医療機関連携薬局



#### 【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

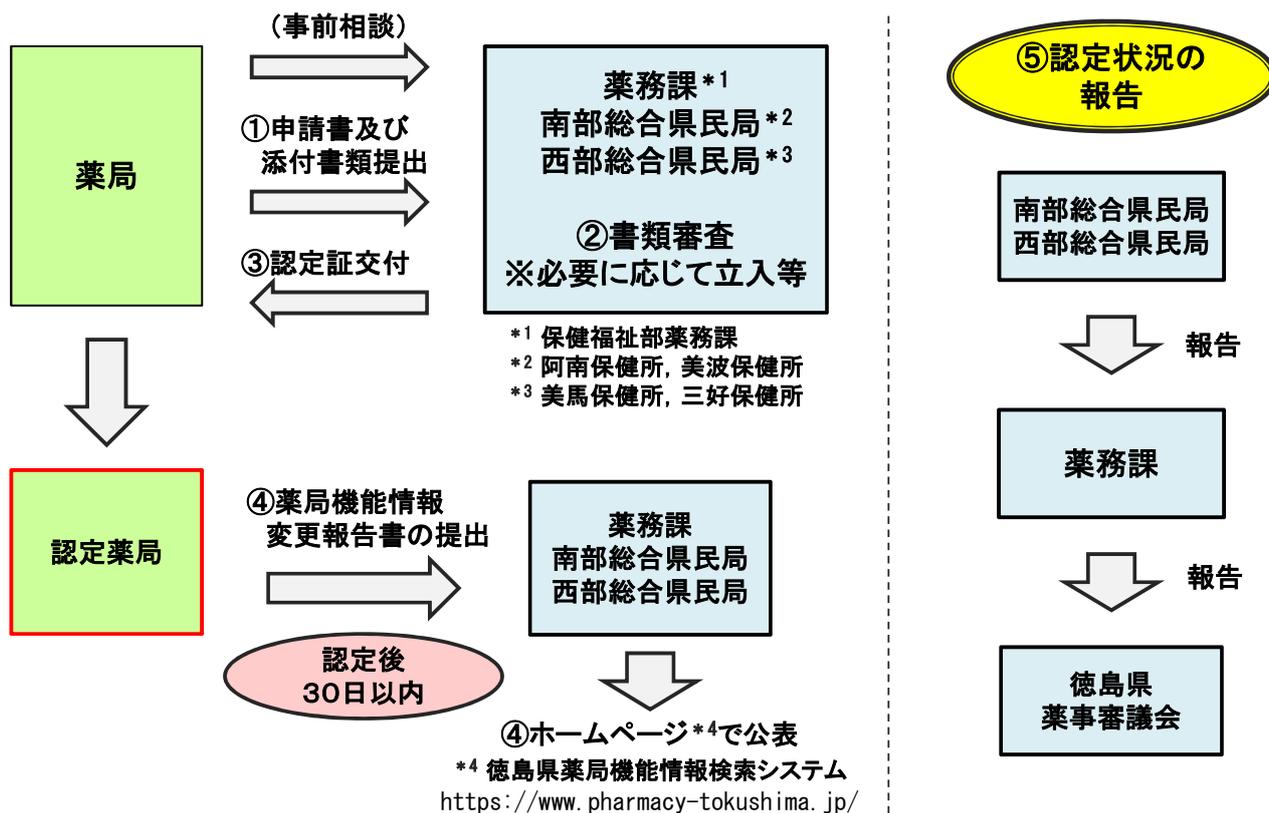
※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

# これまでの経緯

- R3.3.8 徳島県薬事審議会  
⇒ 認定手続きの方法について
- R3.4.27 徳島県薬事審議会  
⇒ 認定基準等について（諮問）
- R3.7.13 薬局向け説明会の実施
- R3.8.1 認定薬局制度の開始
- R4.3.25 徳島県薬事審議会  
⇒ 認定状況の報告

3

## 地域連携薬局等の認定事務の流れ



# 地域連携薬局等の認定基準

認定薬局の種類	認定の基準
地域連携薬局	法 <sup>*1</sup> 第6条の2第1項各号に定める要件を満たすこと。ただし、規則 <sup>*2</sup> 第10条の2第4項第1号ただし書きについては、定めない。
専門医療機関連携薬局	法 <sup>*1</sup> 第6条の3第1項各号に定める要件を満たすこと。

## 規則第10条の2第4項第1号

居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、月平均二回未満であって当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもってこれに代えることができる。

\*1 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

\*2 改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

## 地域連携薬局の認定基準の概要

法で定める基準	規則で定める基準
構造設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が座って服薬指導等が受けられる、間仕切り等で区切られた相談窓口</li><li>・高齢者、障がい者等の利用に適した構造</li></ul>
利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務薬剤師が地域包括ケアシステムの構築に資する会議へ参加</li><li>・利用者の薬剤情報を地域の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制</li><li>・前号の報告実績（過去1年間で月平均30回以上）</li><li>・利用者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制</li></ul>
薬剤の供給体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・開店時間外の相談に対応する体制</li><li>・休日及び夜間の調剤応需体制</li><li>・医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制</li><li>・麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許）</li><li>・無菌製剤処理を実施できる体制</li><li>・医療安全対策事業への参加</li><li>・常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務</li><li>・常勤薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修を修了</li><li>・全ての薬剤師が地域包括ケアシステムに関する研修を1年以内ごとに受講（内部研修可）</li><li>・地域の他の医療提供施設に対して医薬品の適正使用に関する情報を提供</li></ul>
居宅等における調剤等の体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅等における調剤及び服薬指導等の実績（過去1年間で月平均2回以上）</li><li>・訪問診療の利用者に対し医療機器及び衛生材料を提供する体制（高度管理医療機器等販売業の許可）</li></ul>

# 専門医療機関連携薬局の認定基準の概要

法で定める基準	規則で定める基準
構造設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が座って服薬指導等が受けられる、間仕切り等で区切られた相談窓口</li> <li>・高齢者、障がい者等の利用に適した構造</li> </ul>
利用者の薬剤情報を医療提供施設と共有する体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの専門的な医療機関との間で開催される、治療方針共有のための会議へ継続的に参加（過去1年間）</li> <li>・がん患者の薬剤情報を前号の医療機関の薬剤師等に対して、随時報告及び連絡できる体制</li> <li>・上記の報告実績（過去1年間で薬局を利用するがん患者の半数以上）</li> <li>・がん患者の薬剤情報を他の薬局の薬剤師等に対して、報告及び連絡できる体制</li> </ul>
専門的な薬学的知見に基づく調剤等の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開店時間外の相談に対応する体制</li> <li>・休日及び夜間の調剤応需体制</li> <li>・がんに関する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制</li> <li>・麻薬調剤が可能（麻薬小売業者の免許）</li> <li>・医療安全対策事業への参加</li> <li>・常勤薬剤師の半数以上が当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務</li> <li>・がんの専門性の認定を受けた常勤薬剤師が勤務</li> <li>・全ての薬剤師ががんの専門的な調剤及び指導に関する研修を1年以内ごとに受講（内部研修可）</li> <li>・地域の他の薬局薬剤師に対してがんの専門的な内容の研修を実施</li> <li>・地域の他の医療提供施設に対してがんの医薬品の適正使用に関する情報を提供</li> </ul>

## 認定状況（令和4年3月18日時点）

### ● 地域連携薬局：9件

認定日	薬局名	薬局の所在地
R3.8.4	アイン薬局 中島田店	徳島市中島田町3丁目50番
R3.9.27	スマイル調剤薬局	板野郡北島町高房字八丁野西39-26
R3.9.27	スマイル調剤薬局 北村店	板野郡北島町北村字壱町四反地71-4
R3.9.27	サザン調剤薬局 金磯	小松島市金磯町9番73号
R3.10.1	大松時計台調剤薬局	徳島市大松町上ノ口35番地
R3.10.20	きたじま調剤薬局	板野郡北島町鯛浜字かや122-3
R3.11.29	スマイル調剤薬局 さつき店	海部郡海陽町大里字飯持121番1
R4.3.8	そよかぜ薬局	徳島市北前川町4丁目11-2
R4.3.8	ミクラ薬局 敷地	吉野川市鴨島町敷地12-2

### ● 専門医療機関連携薬局（がん）：1件

認定日	薬局名	薬局の所在地
R3.8.1	アイン薬局 徳島大学病院店	徳島市蔵本町3丁目18-15